

# 「朝鮮人来朝一件」に見える琉球使節関係史料について

木土 博成

ここに紹介する「朝鮮人来朝一件」は全七九丁から成る和装本で、一丁表〜七四丁裏は宝暦一四（一七六四）年の朝鮮信使、七五丁表〜七九丁裏は同年（明和元年）の琉球使節に関する文書・記録類を収めたものである。撰津国東成郡野田村の伝来で、平成一八年に個人からの寄贈を受け、大阪歴史博物館の蔵するところとなった。

丁数で大部分を占める前部は、朝鮮信使一行の大坂〜淀間の通航に関する公儀触や、庄屋らの連印による願書、綱引人足割などの写しから成り、中にはいわゆる「唐人殺し」一件<sup>①</sup>に関する記述もある。

他方、本稿で扱う後部は、琉球使節の大坂〜伏見間の通航に関わるものであり、すでに一部、飯沼雅行氏による引用があるなど<sup>②</sup>、注目すべき内容を含んでいる。ここでは後部全体の翻刻・写真に若干の解説を加え、もって紹介としたい。

## 【翻刻】

凡例

・内容の区切りを示すため、①〜⑥を打った。

- ・丁替わりは◇で示した。
- ・ノドの部分は無理に開かず、判読不明は■で示した。
- ・変体仮名・旧字についてはなるべく原本に準じた。

〈七五表〉

琉球人一件

- ① 琉球人参府ニ付御用之儀銀座江被仰付候趣御勘定  
奉行へ被仰渡候、就夫浮説可申觸哉、金銀吹替之儀ハ  
曾而無之事ニ候条、決而右躰之風説仕間敷候、右之趣  
從江戸被仰下候条、觸知候間、右躰之浮説申もの有  
之ハ其もの留置早速可訴出候、右觸之儀寺社家  
庄屋年寄承知之段、令印形郡切村次順々無遅  
滞相廻シ觸留村々出雲守番所へ可持参者也、

宝暦十四年

出雲印  
（前殿長連）

申五月十七日 能登印  
（奥津忠通）

東生郡村々

② 今度琉球人就参府淀川筋登船之節、綱引

〈七五裏〉

人足式百五拾人淀川筋両側縁り村々を差出筈二候間、  
人数為用意先達而相知七候、尤大坂出立之日限者  
追而可相觸候、此觸状之趣令承知候段、村々庄屋  
年寄致判形、村次順々早々相廻觸留之所を  
大坂番所江可持参者也、  
申九月十日大坂番所

淀川筋東側撰州東生郡野田村を河州交野郡楠葉村迄

③

追而此觸書ニ割付を以早々可相廻候、

今度琉球人江戸江参上ニ付、来ル十五日大坂罷立川御座

船三艘過書伏見船式拾五艘ニ而伏見迄登り候間、

綱引人足式百五拾人両側縁り之村々無滞村次順々

差出綱引登り城州路ニ至り候ハ、彼地村々を出候人足江

〈七六表〉

綱引渡シ、尤船々綱引人足割等之儀茂松平薩摩守

家来差図次第可送届候、此觸状承届候段庄屋

年寄致判形相廻シ留之所を大坂番所へ可持参者也、

申

監物 川口

十月十二日 出雲 東

午下刻 能登 西

淀川筋東側撰州東生郡野田村を河州交野郡楠葉村迄

④

伏見登り綱引人足割方

御船奉行与力衆

船印紺白段々筋

右同船印右同断

一、早船 綱引五人

一、早船 綱引五人

一、使船

一、使船

本多中務太輔様船印

白縮緬本之字たし鳥毛

一、川御座 綱引三十五人

一、雨戸船 五人

一、賄船 五人

一、雪隠船 三人

〈七六裏〉

合四拾八人

龜井能登守様船印地白

紺四ツ目結たし輪鳥毛

一、川御座 綱引三拾五人

一、雨戸船 五人

一、賄船 五人

一、雪隠船 三人 合四拾八人

松平肥前守様船印緋縮緬

吹流白ニ而二ツりたし黒鳥毛輪

一、川御座

一、雨戸船 五人 一、賄船 五人

一、雪隠船 四人

一、雪隠船 三人 合六拾式人

船印子持筋下山道一番 船印右同断二番 船印右同断三番

一、小屋形船 四人 一、小屋形船 四人 一、小屋形船 四人

船印右同断四番

一、過書三十石船 式人

副使乗船船印十文字小差裾黒まねき

一、川御座 綱引三拾人

一、使船 三人 一、雪隠船 一、雨戸船

合三拾三人

御船奉行与力衆

紺白段々筋

一、早船 綱引五人 一、使船

〈七七表〉

〔舟船引〕  
〔主〕  
〔八〕

一、過書船式拾四艘 凡綱引残式拾六人

右ハ琉球人明後十五日大坂出立伏見登り川船員数

右通り候、先達而御觸被仰渡候綱引人足式百五拾人

右割付候ことく無間違船々江配付引届ケ候様此書

付村次順々被相達度候、以上、

大坂薩州屋敷留守居

申十月十三日 伊集院寛左工門

大坂方伏見迄両川縁村々 庄屋中

年寄中

右廻状廻り様当村江薩州蔵屋敷方土持參川崎村江渡、

⑤

〈七七裏〉

琉球信使一行座目

正使 読谷村王子 上下拾五人 副使 湧川親方 上下七人

賛議官 譜久山親雲上 上下四人 楽正 小録親雲上 上下三人

議衛正 牧志親雲上 上下式人 掌翰史 兼ヶ段親雲上 上下二人

圀師 真喜屋親雲上 上下二人

正使之使賛

森山親雲上 上下二人

高宮城親雲上 上下二人

前川親雲上 上下二人

楽師

龜島親雲上 上下二人

多嘉山親雲上 上下二人

〈七八表〉

幸地親雲上 上下二人

久志親雲上 上下二人

徳原親雲上 上下二人

楽童子

田島里之子 上下三人

徳村、同

源河、同

佐久間、同

羽地、同

神村、カミムラ、同

路次楽人式拾壹人

合九拾六人

〈七八裏〉

琉中間壹身

石川筑登イシカハチカド

與那覇ヨナハ、一

山村、一

喜瀬ニヤにヤ

路次楽人壹身

仲奈親雲上ナカナ

仲村渠筑登ナカムラカレ

瀬座、一

上原ウヘバル、一

大城ヲホクスクにヤ

昭底ホカチにヤ

〈七九表〉

與座寄ソトマにヤ

外間ソトマにヤ

具志堅ソトマにヤ

高良ソトマにヤ

屋富祖ソトマにヤ

西平ソトマにヤ

新垣ニヒガキにヤ

仲程ナカハシにヤ

島袋シマフクロにヤ

平田ヒラタにヤ

金城カナクスクにヤ

屋比久ヤヒクにヤ

〈七九裏〉

賀数カケにヤ

仲本ナカモトにヤ

儀部ノリベにヤ

⑥

一、琉球人向船十二月廿八日登○閏十二月朔日昼

七時伏見着、翌二日伏見逗留○同月三日

昼八ツ時當村領通船、但先觸無之候處、

百姓糞船取退差懸り言付有之間、此後

右心得ニ可仕事、





琉中間壹身  
 石川菟登  
 興那爾  
 山村  
 喜康  
 路次樂人壹身  
 仲宗親重三  
 仲村栗菟登  
 瀬原  
 上原  
 大城  
 外間  
 具志堅  
 高良  
 屋富  
 西平  
 新垣  
 仲程  
 島袋  
 平田  
 金城  
 尾比久

賀數  
 仲本  
 儀部  
 琉球人而船十二月九日登口全十二月廿六日  
 七時依見名羽三時依見返返返〇日月  
 壹八時者行八通船但先船之山本  
 戶能養丸九退先船云外有之官時後  
 右心在

## 【解説】

明和元年の琉球使節は、一〇代將軍徳川家治の將軍襲職に対して派遣された「賀慶使（慶賀使）」総員九六名から成り、六月九日に琉球を発し、一月二一日・二五日に江戸城に登ったことが知られている<sup>5)</sup>。本書では使節の琉球出立前の五月一七日<sup>①</sup>から、帰路に大坂を通航した閏二月三日<sup>⑥</sup>までの情報を載せている。記主については明示されていないものの、触の出発地である野田村を「当村」とすること<sup>④</sup>などからして、朝鮮信使・琉球使節の備忘録として野田村で作成されたものと考えることができよう。

以下、①～⑥それぞれについて、内容を簡単に確認しておく。

## ①

東西町奉行から東成郡の村々に宛てられた触の写し。將軍が琉球側に下賜する銀は明和当時の通用銀でなく、高品位の古銀が充てられていた<sup>6)</sup>。それを見越した市中では吹替などの浮説により混乱が生じかねず、本触はこれを封じようとしたものである。同様の触は寛延元（一七四八）年、前々回の琉球使節の派遣時から確認できる<sup>7)</sup>。

## ②③

東成郡野田村（交野郡楠葉村に宛てられた大坂町奉行所の番所触<sup>②</sup>九月一〇日付）と町奉行・船奉行触<sup>③</sup>（一〇月一三日付）の写し。琉球使節が御座船で淀川を遡行するに当たって、左岸・右岸の各村に対し、それぞれ二五〇人ずつの綱引人足を命じる内容である<sup>8)</sup>。

## ④

一〇月三日付で薩摩藩大坂留守居の伊集院覚左衛門が大坂（伏見間の村々に宛てた廻状の写し。③にて「船々綱引人足割等之儀茂松平薩摩守家来差図次第可送届候」と予告されていた物に相当する。それぞれの船に何人の人足を宛てるべきかを指示している。ここから明和元年時に琉球使節に対して川御座船を提供したのが「本多中務太輔」（浜田・本多忠盈）・「龜井能登守」（津和野・龜井矩貞）・「松平肥前守」（平戸・松浦誠信）の三大名<sup>9)</sup>であったことが判明する。

## ⑤

「合九拾六名」<sup>10)</sup>とされる琉球使節の構成を書き上げたもの。本書前部で朝鮮人一行を差す「信使」と対応させるためか、「琉球信使」の語が充てられている。「王子」「親方」「親雲上」「里之子」にや（仁屋）はそれぞれ琉球王府における位階を示す<sup>11)</sup>。無位の仁屋の名前まで挙げられるなど詳細で、その典拠の解明がまたれる。

## ⑥

琉球使節の帰国時の日程などについて記したものの。閏一二月三日の昼八つ時に野田村を通過したという。川下りであるため綱引人足などを負担しない野田村に先触はなく、直前に「糞船」によって通航情報もたらされたという。

以上、琉球使節の淀川通航時の足跡を示すものとして、当史料を紹介してきた。本書表紙には近世期の記載と思われる「朝鮮人来朝一件」という

表題がある。琉球使節は「賀慶使」の場合、朝鮮信使と派遣名目が重なり、宝曆一四(明和元)年時は朝鮮信使・琉球使節と続いた。村々の負担は信使の方が重く<sup>(12)</sup>、よって申し送り事項も多くなることから、本書は二部から成るにもかかわらず、「朝鮮人来朝一件」という表題に代表されたのであろう。近世人の両使節に対する意識差を知る上でも興味深い事例といえよう。近世後期・近代の文書整理の中で錯誤がなかったかも知れない<sup>(13)</sup>、朝鮮信使に関わる記録の中に琉球使節関連の記載が紛れ込んでいないか、以後気にしていきたいところである。

いずれにせよ本紹介が、畿内における触の伝達、河川交通史、琉球史、ないし朝鮮信使と琉球使節の比較史といった各分野において、広く活用されることを願って、稿を閉じることにはしたい。

- (1) 大坂で起きた朝鮮官人(崔天宗)殺害事件で、池内敏『唐人殺し』の世界――近世民衆の朝鮮認識(臨川書店、一九九九年)に詳しい。
- (2) 飯沼雅行「幕府広域役の命令と情報」の伝達――琉球使節通航時の綱引役の場合』(『ヒストリア』二二七、二〇〇九年)。
- (3) 原文には「松平肥前守」とあるが、船印や「琉球人参府ニ付御觸状留」(関西大学図書館蔵「西田家文書」三三四五)との関連からして、「松浦肥前守」(平戸・松浦誠信)を指すものと判断できる。
- (4) 人数についての記載はないが、直後に「合六拾式人」とあることからすると、四五人と想定できる。
- (5) 横山學『琉球国使節渡来の研究』(吉川弘文館、一九八七年)。
- (6) 梅木哲人「琉球貿易における日本銀―薩州御渡銀と銀座」(同『近世琉球国

の構造』第一書房、二〇一一年所収、初出二〇〇九年)。

- (7) 『大阪市史』(第三、五五二頁)。
- (8) 詳細は飯沼前掲参照。
- (9) したがって「水野和泉守」らの船を載せる「琉球人行粧記」(『江戸期琉球物資料集覧』第一巻所収)は実態を踏まえているわけではない。
- (10) ただし数え上げると九四名で二名足りない。別史料から琉球使節の人員復元を試みた横山前掲を参照するに、「副使之使賛 翁長親雲上 上下二名」を書き損じたことによるものである。
- (11) 『沖縄大百科事典』(沖縄タイムス社、一九八三年)。
- (12) 例えば琉球使節に対する綱引人足は二五〇人分であったのに対し、朝鮮信使に対しては一四七二人分が課されている(本書前部)。
- (13) 関連して、紙屋敦之「徳川家康と琉球王の対面に関する一史料」(『日本史攷』二二、一九九六年)にて紹介された「徳川家康琉球王対面の式覚」(山口県文書館蔵)という史料の裏書きには、「かう<sup>(高麗)</sup>らい王御対面拔書」の誤記がある。